埼玉大学宇宙工学サークルあかとき 会則

2021年06月 初版 2022年06月 第2版 2022年09月 第3版 2025年03月 第4版



第1条 名称

本サークルの名称を「埼玉大学宇宙工学サークルあかとき」と定め、「宇宙工学サークルあかとき」、「あかとき」、「AKTK」、「aktk」を本サークルの略称とする. (以下、「本サークル」という.)

第2条 所在地•連絡先

第1項 本サークルの所在地を以下に置く.

埼玉県さいたま市桜区下大久保 255 埼玉大学

第2項 本サークルのメールアドレスを以下にとおりとする.

aktk.saidai@gmail.com

第3条 設立日

本サークルの設立日を以下のとおりとする

2019年 3月 28日

第4条 目的

本サークルは埼玉大学の学生主体による宇宙開発・研究を行うことを目的とし、学生の自由な発想に基づいた独創性を尊重して進め、人工衛星や探査機、飛翔体技術に関わる開発・研究を行う.

第5条 役員

- 第1項 本サークルに以下の役員を設置し、その役員は会員の中から選出し、他の会員の承認を得て決定される。また、必要に応じて他の会員の承認よって他の役員を置くことができる。
 - 代表 1名
 - 副代表 1 名
 - 会計 1名(以下,「会計担当」という.)
 - 備品管理 1 名(以下,「備品担当」という.)
- 第2項 役員の任期は年度初め (4月1日) から年度末 (3月31日) までである.
- 第3項 役員は、任期満了によりその地位を失っても、次の役員が任命されるまでの間は、その地位を失 うことはない.
- 第4項 代表は、会の長として役員および会員を代表する地位にあると同時に全体の統一性及び一体性を 確保する役割を有す。
- 第5項 代表に事故のあるとき,又は代表が欠けたときは,予め指定する副代表が,臨時に,代表の職務 を行う.
- 第6項 会員は本サークル会員全体の3分の2以上の署名により役員を解任させることができる. また,

本サークル会員全体の3分の2以上の署名がが無くとも信任投票を実施し,有効投票数の3分の2以上の不信任票を獲得することで解任させることができる.

第7項 備品担当は備品管理直轄の電装部,構造部を発足することができ,両部はともに本サークルの技術水準維持と備品管理を専門に活動し,本サークルの資金を下に開発・研究・管理を行うことができる。この際の会計は備品担当を除く役員1名以上の承認で使用できる。

第6条 活動

- 第1項 本サークルでは、会員によってプロジェクトを立ち上げることができる。そのプロジェクトに参加する会員を開発メンバーと呼び、そのプロジェクトには3人以上の開発メンバーが存在しなければいけない。
- 第2項 プロジェクトマネージャー(以下,「PM」という。)はプロジェクト全体の進行を管理し、予算や 品質,完成時期,成果物のクオリティに対して全責任を持つ役職であり、そのプロジェクトにお いて最も重要な役職である.
- 第3項 PM はプロジェクトの予算を管理の円滑化の為に、プロジェクト会計担当(以下、「P 会計担当」をいう。)を置くことができる。この場合、そのプロジェクトの予算の管理・会計管理の責任は PM と P 会計担当の両者となる。

補足として、プロジェクトに応じてはプロジェクトアシスタント (PA) というものを置く場合もあるようだが、それについては会則が定める権利や義務が発生するわけではない。すなわち、PA が予算の管理を行ったり等する場合は、PM または P 会計の承諾が必要不可欠となる。

- 第4項 PM はプロジェクトに応じて、任意の班を設置することができ、その班の責任者である班長を任命する権利を有する。PM は予算内の一定の枠組み内で、その班長に会計管理を一任することができる。
- 第 5 項 開発メンバーはそのプロジェクトにおける収支報告を PM と P 会計担当に請求することができ、 PM と P 会計担当はそれに応じる義務を負う.
- 第6項 開発メンバーはプロジェクトの支出を負担する義務を負う. また PM と P 会計担当は自由に予算を変更することができるが、予算を変更する際は開発メンバーに周知する義務を負う. 開発メンバーのうち、それに応じられない者は、プロジェクトを脱退し、脱退した日までの平滑分を支払う義務を負う.

トラブル防止のためにプロジェクト脱退した際の金銭事項について定めた.

第7項 開発メンバーに本サークルの会員でないものが加入する場合, 役員に判断を委ねられる.

ここで本サークルの会員でないものが、プロジェクトに参加しており、前年度において回収が難しい状況が発生した。幸して、回収することができたが今後、他大学との協力プロジェクトであったり、会員でないものが本サークルのプロジェクトに参加する場合は、役員に報告し、その許可を得ることが望ましいと考えられる。また、許可する場合は連絡先を聞くなど、本大学の備品を破損してしまった、金銭トラブルになった等の最悪の事態を懸念しておくべきである。

第8項 プロジェクトごとの会議、班ごとの会議においても技術継承の観点、会議の進行の効率化を加味

して、議事をとることを推奨する.

第7条 総会

- 第1項 代表と副代表は総会(以下,「全体会」という)を開催する権限をもつ.
- 第2項 会員は代表または副代表に全体会を開くよう要望を出すことができ、代表または副代表は会員の 要望があった日から7日以内に全体会を開かなければならない.
- 第3項 全体会開催の告知は実施日の3日以前に行わなければならない.
- 第4項 全体会は会議録(以下,「議事録」という)を記録しなければならず,議事録の無い全体会で決議 されたものは無効とする.
- 第5項 全体会に出席する会員の過半数の意見を本サークルの意思として採用し、役員の変更や会計報告、 予算についての審議をする.また、欠席する会員は全体会の実施日から原則として6日以内であれば決議された案に追加投票することができる.代表と副代表の両者がその原則を全体会終了の 12時間まで短縮することができる.

全体会が本サークルにおいて最高権力を執行できる場所であり、全体会出席者の多数決に よってすべての事柄を決定付けることができる。多数決原理に則り行われる。

第6項2名以上の役員が出席しない全体会での決議は少なくとも会員1名の議決の無効申請があれば、 議決を無効にすることができる.

第8条 会計

- 第1項 本サークルの保有資産を役員が管理し、特に保有資産のうち資金を会計担当が管理し、本サークルが保有する物品の管理を備品担当が行う.
- 第2項 本サークルより支出するには、役員2名以上の承認が必要であり、本サークル宛の領収書、または支払証明書を会計担当に提出する必要がある。ただし、同一のプロジェクトに参加する役員からの申請は役員3名以上の承認が必要である。会計担当は領収書、または支払証明の保管を年度末まで行う義務を負う。
- 第3項 会計担当は収支報告書を8月,12月,3月に作成し,それを会員に公開する義務を負う.また,会員からの申し出があればその都度、公開する義務を負う.

本サークル会員から回収した年会費は既にあかときの資産となっていると考えるのが妥当で、それをどのように使用するかは役員に任せられていると考える。このような方法を取ることで迅速な対応をとることができ、急遽、出費が必要な場合も対応がすぐに行える。また、役員が不正に利用しているのではないかと疑いがある場合に備え、会員が収支報告書を開示する権利や、役員を解任させることができる権利を与えている。

第4項 本サークルの銀行口座を以下に定める.

【銀行名】ゆうちょ銀行

【店名】一四八 (読み イチヨンハチ)

【預金種目】普通預金

【口座番号】0256189

- 第5項 本サークルの銀行口座のキャッシュカード,通帳,トークン(ワンタイムパスワード生成機)を 代表と副代表,会計担当が所持し,一者が独占する状態にしてはならない.
- 第6項 会計担当が会員に請求する場合,支払い期限は原則として,請求内容を開示してから15日以降とする.また,役員全員の承認によりこの原則は3日以降まで短縮することができる.
- 第7項 会員の未払金については次の段階に沿って請求を行う.
 - i. 請求書を該当者に送る.
 - ii. 該当者の所在地に請求書を送る.
 - iii. 該当者に請求の旨を電話する.
 - iv. 請求の旨を大学に報告し、大学から該当者に通達してもらう.
 - v. 緊急連絡先の電話先に請求の旨を連絡する.

第9条 デザインレビュー会

- 第1項 デザインレビュー会(以下,「DR会」という)は、プロジェクトをこのまま進めることにより、 品質・完成時期・コストなどの設計開発の条件を満たすプロジェクト活動の結果を出すことがで きるかどうかを、開発メンバーだけでなく複数の人で判断する会である.
- 第 2 項 DR 会には本サークルのすべての PM またはその代理者が出席する義務を負い, 会員はなるだけ 参加しなければならない. 代表または副代表が DR 会の開催決定権を有する.
- 第3項 DR 会で PM またはその代理者がそのプロジェクトの当日までの収支報告を行う義務を負う.

第10条 実験規約書

- 第1項 会員は実験規約書に従う義務を負い、本会則と同等の効力をもつものとする.
- 第2項 実験規約書の変更は役員全員の承認によって行え、変更後は会員に周知する義務がある.

第11条 入会・退会

- 第1項 入会する者は、代表または副代表にその旨を伝える事でいつでも入会することができ、その日を 入会日という. ただし、第2項で規定する資格を有する者でなくてはならない.
- 第2項 入会する者は次のいずれかの資格を有する者とする.
 - 国内外問わず、大学生・大学院生である.
 - 本サークルに1年以上在籍したことのある社会人である.
 - 役員全員が許可した者である.
- 第3項 入会した者は、年会費を入会日から28日以内に本サークルに支払わなくてはならない。年会費は、学士課程1年生の場合は1000円、その他の学年の場合は2500円とする。
- 第4項 退会する者は、代表と副代表の両者にその旨を伝える事でいつでも退会でき、その日を退会申請 日という。会計担当と備品担当は退会申請日から14日以内に退会する者の未払金等の債務を調 査する。その後、代表と副代表は調査結果を受け、退会承諾書を作成し、退会する者が署名する ことで退会処理を完了とし、その日を退会日とする。

- 第5項 退会者の個人情報は年度末まで保管する義務がある.
- 第6項 会員が以下の行為を行った場合には、代表と副代表の両者の承認により強制的に退会させることができる。この際、未払金等が回収できないと判断される場合は本サークルの資金より補填する。
 - i. サークル会則に違反する活動を行い、注意喚起を無視した場合.
 - ii. サークルの活動を著しく妨害し、注意喚起を無視した場合.
 - iii. 実験規約書に則り、退会処分に該当する場合.
 - iv. 学生の本分に反する行為があった場合.

本サークルで補填する場合は、本サークルから強制的に退会させた場合で、例えば、飛行機代を建て替えてもらって未払で、音信不通になった者等については本サークルは補填しない。その者にしっかりと払わせる.

第12条 OB・OG 会

第1項 OB・OG 会は本サークルとは別の総会、役員、規約を有す.

第 2 項 DR 会では、OB・OG 会の参加を促し第 9 条第 1 項に規定する目的を達成できるようにする.

第13条 会則の変更

- 第1項 会則の変更は原則として年度替わりに、役員及び新役員が協議の上で決定するものとする.変更があった場合、翌年度から入会・継続時に同意する会則は変更後のものとなる.
- 第2項 本会則始めにこれまでの会則の変更年月及び版番号を明記する.
- 第3項 年度中に会則の変更を実施しなければならない場合,以下の手順を経ることで変更できる.
 - i. 役員全員の承認の上、全体会で提案する.
 - ii. 第7条第5項に従い、会則変更の提案が全体会で決議され、追加投票を確認する.
 - iii. 再度会員全員に同意を得る. 全会員の 3/4 以上の同意が得られれば変更は施行できる.
- 第4項 会則の変更があった場合でも、以下のものは変更前の会則に引き続き従う.
 - 既に徴収済の年会費
 - 会則変更前の議決
 - 会則変更前に購入した物品の会計処理
- 第5項 会則変更前に立ち上げられ、変更後も存続するプロジェクトは新会則が施行されてから14日以内に新会則に適したルールへ移行する必要がある.この期限は代表と副代表の両者の承認により新会則施行から28日まで延長することができる.